

(独)水資源機構

http://www.water.go.jp

1. 財政投融資を活用している事業の主な内容

利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川の7水系において、国又は地方公共団体に代わって利水・治水を目的とした緊急で広域的かつ大規模なダム、河口堰、湖沼水位調節施設及び多目的水路などの建設及び管理を行っている。
このうち、財投対象事業となっているのは、建設事業費の利水事業者負担分についてであり、建設事業が完了し利水事業者が料金収入を得られるようになるまでの間、機構が費用を立て替えているものである。
(参考)財投対象外の主な事業としては、ダム等建設事業のうち治水事業、完成施設の管理業務等がある。
利水事業：水道・工業・農業用水の確保及び供給するための事業
治水事業：洪水調節、流水の正常な機能の維持と増進を図るための事業

2. 財政投融資計画額等

(単位:億円)

29年度財政投融資計画額	28年度末財政投融資残高見込み
56	3,525

3. 当該事業に関する政策コスト分析の試算値

① 政策コスト

(単位:億円)

区 分	28年度	29年度	増 減
1.国からの補助金等	813	725	△88
2.国への資金移転	-	-	-
1~2 小計	813	725	△88
3.国からの出資金等の機会費用分	△16	△144	△128
1~3 小計	797	581	△215
4.欠損金の増減分	-	-	-
1~4 合計=政策コスト(A)	797	581	△215
分析期間(年)	32	31	△1

③ 経年比較分析

(単位:億円)

区 分	28年度	29年度	増 減
(A) 政策コスト【再掲】	797	581	△215
(A') (A)を28年度分析と同じ前提金利で再計算した政策コスト	797	577	△219
(B) (A')のうち29年度以降に発生する政策コスト	612	577	△35
29年度の政策コストは581億円である。28年度と29年度の前提金利の変化による影響を捨象し、29年度以降に発生する政策コストを比較すると、実質的な政策コストは28年度から35億円減少したと分析される。このような実質的なコスト減は、以下の要因によるものと考えられる。			
<ul style="list-style-type: none"> 分析期間における補助金の減によるコスト減 (△4億円) 積立金取崩額の減等に伴う利益剰余金の増によるコスト減 (△31億円) 			

② 投入時点別政策コスト内訳

(単位:億円)

区 分	28年度	29年度	増 減
(A) 政策コスト【再掲】	797	581	△215
① 分析期首までに投入された出資金等の機会費用分	26	14	△12
② 分析期間中に新たに見込まれる政策コスト	770	567	△203
国からの補助金等	813	725	△88
国への資金移転	-	-	-
剰余金等の増減に伴う政策コスト	△43	△158	△115
出資金等の機会費用分	-	-	-

<参考> 補助金・出資金等の29年度予算計上額

補助金等: 95 億円
出資金等: - 億円

④ 感応度分析(前提条件を変化させた場合)

(単位:億円)

変化させた前提条件とその変化幅	政策コスト(増減額)
調達金利+1%	721(+140)
増減額のうち機会費用の増減額	+170
事業費+10%	654(+72)
増減額のうち機会費用の増減額	△0

4. 分析における試算の概要及び将来の事業見通し等の考え方

[試算の概要]

- ダム等建設事業及び用水路等建設事業を試算の対象としている。(ダム等建設事業のうち治水事業は、財投対象外。)
- 事業規模は、平成29年度から平成42年度にかけて1,622億円であり、29年度は212億円となっている。(治水事業を除く。)
- 分析期間は、建設事業が完了し、地方公共団体等からの割賦負担金の回収が終了するまでの31年間(28年度は32年間)としている。
- 上記の建設事業に係る、総事業費、工期をもとに、各事業のコストアロケーション・補助率から当該事業の完成までに必要となる補助金等を試算している。

[将来の事業見通しの考え方]

- 現在着手しているダム及び用水路等10施設の建設事業については、平成42年度までに完了すると仮定している。

(事業費の推移)

(単位:億円)

年 度	(実績)				(見込み)	(計画)	(試算前提)	
	24	25	26	27	28	29	30~42	
事業費	253	320	420	412	436	451	4,090	建設事業が完了するために必要となる工期及び事業費を計上
分析対象事業費	165	188	244	239	199	212	1,410	

(注) 分析対象事業費は、財投対象外の治水事業等を除く。

※各欄は単位未満四捨五入の端数処理により、合計において合致しない場合がある。

- ② 利水事業に係る受益者の負担金は、受益者の負担同意に基づき施設完成後に個別に賦課されており、完成していないが既に投入された事業費等にかかるものを含め、割賦元金として平成59年度までに回収することとしている。
(主な負担金回収期間※)
都市用水：23年間、農業用水：17年間
※ 回収期間については、機構移行後、機構法施行令第31条(都市用水)及び第34条(農業用水)に基づき、負担する者と協議し国土交通大臣及び主務大臣の認可を受けて機構が定めることになっている。
- ③ 受益者である地方自治体等からは、事業実施計画を作成する上で負担同意を得ており、またこれまで割賦負担金が滞納された事例はなく、負担金回収の確実性について問題はない。従って、政策コスト分析上、負担金が回収不能となる事態については見込んでいない。

5. 補助金等が投入される理由、仕組み、国庫納付根拠法令等

水道用水、工業用水、農業用水の各受益者の負担軽減を図る目的で補助金が交付される。

(根拠法令等)

水資源開発促進法

第13条 政府は、基本計画を実施するために要する経費については、必要な資金の確保その他の措置を講ずることに努めなければならない。

独立行政法人水資源機構法

第35条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、機構に対し、第十二条第一項第一号又は第三号の業務に要する経費の一部を補助することができる。

上記法令に基づき、次の補助金を一般会計より受け入れている。

水道用水：水道水源開発施設整備費補助金 (補助率 1/3又は1/2)

工業用水：工業用水道事業費補助金 (補助率 40%以内)

農業用水：農業生産基盤保全管理・整備事業費補助金 (補助率 70%以内)

(注)農業用水の補助率は、後進地域に対する嵩上げにより基準を超える場合がある。

国庫納付については、独立行政法人水資源機構法に次のとおり規定されている。

独立行政法人水資源機構法

(積立金の処分)

第31条 機構は、通則法第29条第2項第1号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第30条第1項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第12条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 機構は、前項に規定する積立金の額のうち第12条第1項第2号ハ及び第4号並びに第2項の業務に係る利益によるものとして国土交通省令で定める額に相当する金額から前項の規定による承認を受けた金額のうち当該業務の財源に充てるべき金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3 (略)

6. 特記事項など

- ① 機構の政策コストは、水道・工業用水の安定的な供給、農業用水の確保による合理的・集約的な営農活動の育成等、国民経済の成長と国民生活の向上に寄与している。
- ② 機構が建設・管理する施設は、地域に親しまれる施設として人々に憩いの場を提供するなど、また、供給する農業用水は、河川還元や地下水涵養などを通じて、流域の水循環系の構築にも寄与するなど、多面的な効果を発揮している。
- ③ 機構は、利水事業と一体的に国民の生命・財産、国土の保全をはかる治水事業を実施している。現在建設中のダム等事業において、治水事業がもたらす洪水被害軽減等による効果は、約1.1兆円(平成28年度事業再評価資料等より)と見込まれている。
- ④ 政策コスト分析にあたっては、ダム・用水路等の資産の価格を評価していないことに留意する必要がある。
- ⑤ 平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において「新たに利水者が負担金を前払いする方式を導入し、可能な限りその活用に努める。」とされたことを受け、一部の事業において実施している。
- ⑥ 「独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)」により、水資源開発公団を解散し、平成15年10月1日に独立行政法人水資源機構を設立している。

(参考)当該事業の成果、社会・経済的便益など

① 事業の特徴

- ア 複数の都府県にまたがる広域的で多目的な施設の建設から管理までを一貫して実施(水道用水、工業用水、農業用水)。
- イ 水源の開発から導水までを一元的に実施。
- ウ 首都圏をはじめ人口の約50%を占める大都市地域(計7水系)で広域的な利水事業を実施。これにより対象地域の新規用水供給目標量の約8割をカバーしており、機構事業は地域のライフラインとして機能。

② 事業の概要

ダム等新規利水施設の新設、既存施設の改築(機能回復及び強化等)の10事業を実施中。

③ 当該事業の効果及び便益

上記10事業の完了と利水事業者が実施する用水供給事業が相まって、家庭や農地などに安定的な供給が可能となる用水量は約209m³/s(水道用水78、工業用水11、農業用水120)である(改築事業の供給量を含む)。

ア 水道用水の供給量78m³/sは、日量で表すと約674万m³であり、1人当たりの使用水量から換算すると、約1千7百万人分を賄うことができるものである。

イ 工業用水の供給量11m³/sは、日量で表すと約95万m³である。用水の約7割を消費する3業種(化学工業、鉄鋼業及びパルプ・紙・紙加工品製造業)の工場において使用する使用水量から換算して、年間約1兆7千億円相当の製造品出荷に寄与するものである(機構試算)。

ウ 農業用水の供給量120m³/s(農繁期)は、日量で表すと約1,037万m³であり、約5万5千ha(全国の農地の1%に相当)の農地を潤すものである。これは、約11万農家の安定的な農業経営と農業生産に寄与するものである。

(参考)1日の供給量は、東京ドームの容積(約120万m³)で約15杯分(水道用水5、工業用水1、農業用水9)に相当する。

また、事業から生ずる便益については、定量的に把握することが困難な部分があるものの10事業(豊川用水二期、両筑平野用水二期、小石原川ダム、木曽川水系連絡導水路、木曽川右岸緊急改築、思川開発、川上ダム、利根導水路大規模地震対策、群馬用水緊急改築、房総導水路施設緊急改築)について、

ア) 水道用水における水源開発施設整備による減断水被害軽減効果や、施設の耐震化による断水被害の減少効果、

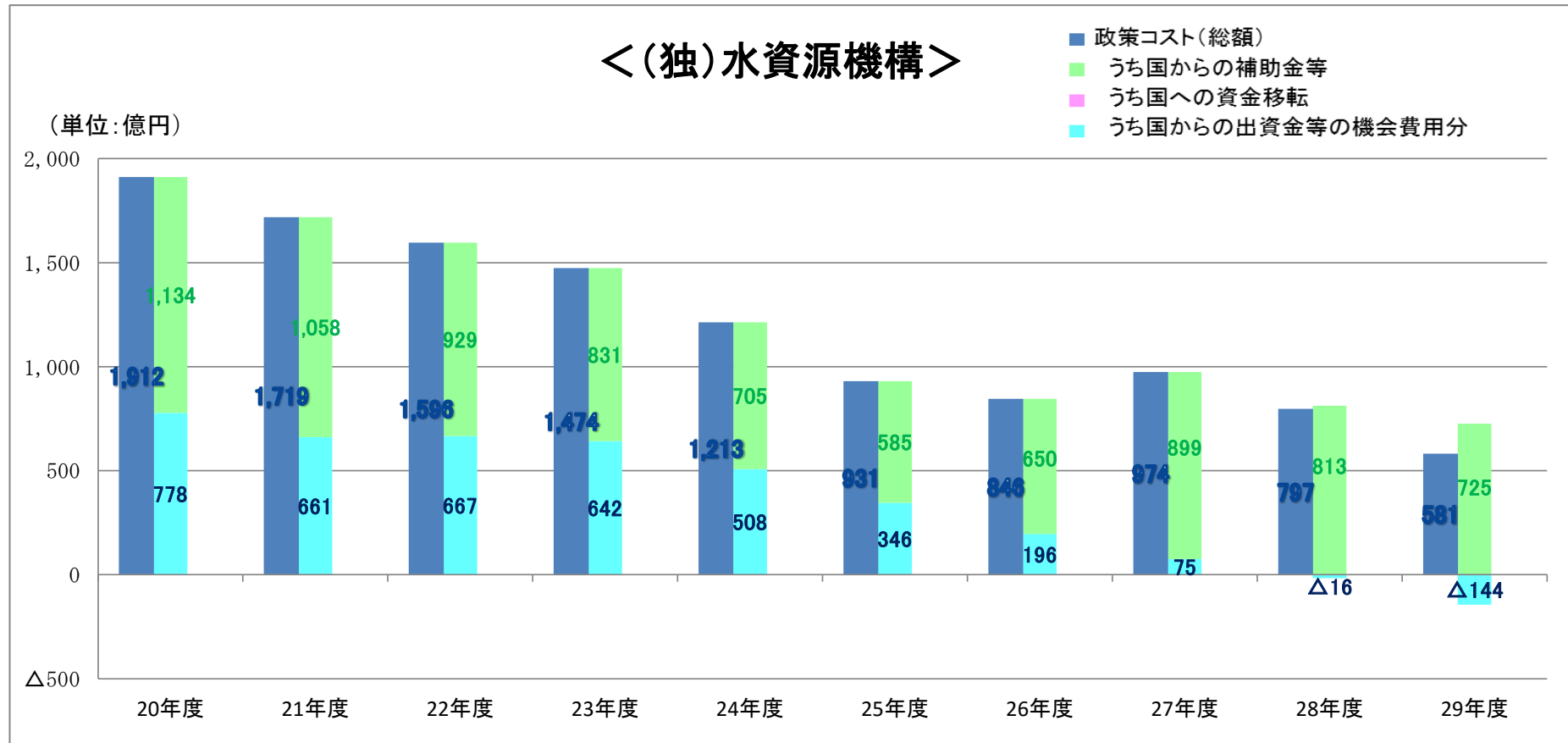
イ) 工業用水における他に水源を求めざるを得ない場合の工業用水調達コスト削減効果や、耐震化による施設損壊リスクの回避効果、

ウ) 農業用水における農作物の生産効果と更新効果

などの便益等は以下のとおり試算される。

- ・ 社会的割引率を4%とし、事業毎の分析期間を最長50年、平成92年度までとした場合
約15兆4,718億円(機構試算)
- ・ 社会的割引率と分析期間を政策コスト分析と同じとした場合
約22兆2,288億円(機構試算)

(参考) 構成要素別政策コストの推移



(注) 各年度の政策コストについて、推計に適用される金利等の前提条件は異なる。

(ポイント)

- 政策コスト分析の対象である建設事業は、事業実施計画により総事業費が定められており、建設事業の進捗によって残事業費が減少し、これに伴って国からの補助金等も減少することから基本的に政策コストは減少していく傾向にある。

(参考)貸借対照表、損益計算書

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	27年度末実績	28年度末見込	29年度末計画	科目	27年度末実績	28年度末見込	29年度末計画
(資産の部)				(負債及び純資産の部)			
流動資産	99,501	75,606	59,628	流動負債	67,285	47,299	45,530
現金・預金	48,459	30,645	20,208	未払金	14,918	16	16
有価証券	12,300	1,100	1,591	未払費用	534	394	264
その他	38,742	43,861	37,828	その他	51,833	46,889	45,250
固定資産	3,698,175	3,623,997	3,565,619	固定負債	3,651,037	3,583,022	3,518,958
事業用固定資産	2,978,429	2,915,878	2,866,162	資産見返負債	3,243,117	3,216,443	3,188,201
有形固定資産	2,972,584	2,910,033	2,860,316	長期預り補助金等	193	153	114
無形固定資産	5,845	5,846	5,846	水資源債券	12,000	10,000	8,000
一般管理用固定資産	9,773	9,627	9,522	長期借入金	350,901	312,080	278,787
有形固定資産	9,773	9,627	9,522	引当金	44,815	44,327	43,834
無形固定資産	1	1	1	受託事業前受金	10	18	22
建設仮勘定	282,498	319,800	343,984	その他の固定負債	-	-	-
事業用建設仮勘定	282,494	319,800	343,984	(負債合計)	3,718,322	3,630,321	3,564,487
一般管理用建設仮勘定	4	-	-				
投資その他の資産	427,475	378,691	345,951	資本金			
投資有価証券	11,279	10,973	10,471	政府出資金	7,492	7,492	7,492
割賦元金	410,196	359,476	325,607	資本剰余金	△ 1,449	△ 1,566	△ 1,644
長期前払消費税等	5,725	7,968	9,600	資本剰余金	1,884	2,015	2,162
敷金・保証金	274	274	274	損益外減価償却累計額(△)	△ 3,084	△ 3,333	△ 3,558
				損益外減損損失累計額(△)	△ 249	△ 249	△ 249
				利益剰余金	73,311	63,355	54,911
				前中期目標期間繰越積立金	62,445	49,924	39,103
				積立金	8,424	10,866	13,431
				当期未処分利益	2,441	2,566	2,377
				(うち当期総利益)	(2,441)	(2,566)	(2,377)
				(純資産合計)	79,354	69,281	60,759
資産合計	3,797,677	3,699,602	3,625,247	負債・純資産合計	3,797,677	3,699,602	3,625,247

(注) 1 貸借対照表には、政策コスト分析対象外事業に係る金額を含む。

2 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	27年度実績	28年度見込	29年度計画	科目	27年度実績	28年度見込	29年度計画
(費用の部)				(収益の部)			
経常費用	137,838	125,225	124,166	経常収益	127,809	120,553	120,207
管理業務費	32,561	37,389	36,643	受託収入	2,701	1,453	1,033
受託業務費	2,631	1,453	1,033	補助金等収益	29,385	33,454	33,275
建設事業費	9,917	10	680	管理雑収入	962	737	721
一般管理費	10,443	4,337	3,974	資産見返補助金等戻入	72,904	74,520	75,436
事業用固定資産減価償却費	72,019	74,371	75,203	建設仮勘定見返補助金等戻入	9,917	10	680
事業用固定資産除却費	942	205	289	固定資産売却収入	7	-	-
財務費用	9,326	7,458	6,344	財務収益	11,871	10,379	9,064
雑損	-	2	2	雑益	62	-	-
臨時損失	6	-	-	臨時利益	4,564	-	-
固定資産売却損	3	-	-	固定資産売却益	1	-	-
国庫納付金	3	-	-	資産見返補助金等戻入	5	-	-
				退職給付会計基準改正に伴う調整額	4,558	-	-
当期総利益	2,441	2,566	2,377	前中期目標期間繰越積立金取崩額	7,913	7,238	6,336
合計	140,286	127,791	126,543	合計	140,286	127,791	126,543

(注) 1 損益計算書には、政策コスト分析対象外事業に係る金額を含む。

2 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。